

令和2年度

雲仙市住宅性能向上リフォーム支援事業の補助制度について

市民が住みやすく住宅内での事故を低減するためのバリアフリー・安全化、資源を有効に利用するための省エネ化及び安全性を向上させる防災化など、一定の性能確保ができる良質な住宅ストックの形成を図ることを目的として、住宅性能の向上を伴う改修工事を行う住宅の所有者などに対し、対象工事費の一部を補助します。

区 分	主 な 内 容
対象となる建物 (市内に所在する住宅)	①一戸建て住宅(既存住宅) ②分譲マンション、共同住宅(賃貸住宅を除く)で、居住の用に供する専用部分 ※居住住宅と店舗併用の場合は、居住面積が1/2以上あること。
補 助 対 象 者	対象となる住宅を所有などをしており、かつ、次のいずれかに該当する者 ①当該住宅に、現に居住している者 ②当該住宅に居住していない者で、改修後、居住することが確実である者 ※市税(国保税などを含む)の未納がある場合は、補助金の交付が制限されます。
対象となる工事 ◎対象工事費の合計が50万円以上が対象となります。 ◎受付期間 令和2年12月25日迄 ※予算が無くなり次第で終了となります。	① バリアフリー・安全型リフォーム工事 (例)○浴室の改修…浴槽の跨ぎ高さや手すりの設置等バリアフリーへの配慮があるユニットバスへの取替 ○便所の改修…和式から洋式便器への取替、出入口の戸を引戸に取替 ○廊下等の改修…廊下と部屋との段差解消、手すりの設置、階段の勾配を緩和 ② 省エネルギー型リフォーム工事 (例)○外壁の張り替え・塗装工事…遮熱塗装による塗り替え、一定量の断熱材を施す工事 ○窓・ガラス取替工事…ペアガラスの設置、二重サッシへの改修工事、内サッシの設置 ○高効率給湯器等の設置…エコキュート、エコジョーズ、エコフィール、エコウィル、エネファーム等の設置工事 ③ 防災型リフォーム工事 (例)○屋根の葺き替え…防災瓦での葺き替え、軽量化の屋根材への葺き替え ○外壁の張り替え・塗装工事…防火性能のある外装材による張り替え、防火性能のある塗料による塗り替え ○躯体の補強工事…部分的な補強工事(基礎や土台の補強、階段の補強など)
補 助 額	上記の各対象工事に係る費用の「1/5」を補助します。 ※上限額について、①バリアフリー・安全型『10万円』 ②省エネルギー型『10万円』 ③防災型『10万円』 } ①+②+③の合計で、 最高『20万円』
注 意 事 項	※1つの住宅に対する補助金の交付は、1回限りです。 ※補助金交付決定前に、施工を行ったものについては、補助の対象とはなりません。 ※市内に本店、支店、営業所等を有する事業所(ただし、市内に本社又は本店を有しない場合は、長崎県内に本社又は本店を有すること)に発注するリフォーム工事であること。 ※令和3年2月末までに事業を完了すること。 ※他の制度などにより補助金を受けられる場合は、明確な区分けが必要です。

詳しくは建築課へお問い合わせください

雲仙市 建設部 建築課 電話 0957-38-3111

事業の概要

性能向上を図るリフォーム工事を行う住宅の所有者※に対し補助を行います。

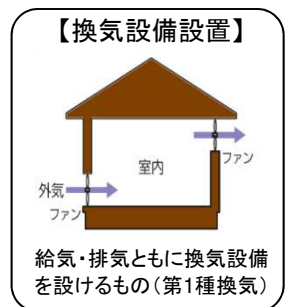
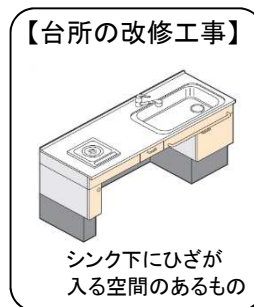
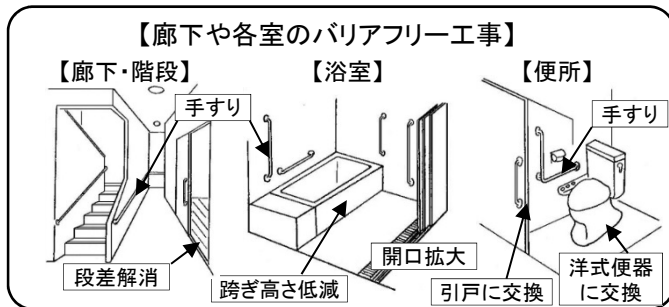
補助対象となるリフォーム工事（工事費の合計が50万円以上のものに限る。）の概要は、①～③のものとなります。

（※自ら所有し、居住する（又は居住しようとする）住宅に限ります。）

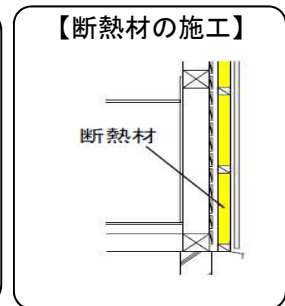
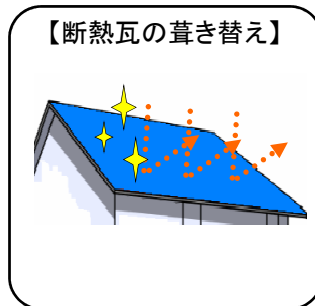
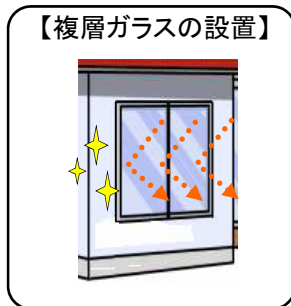
注）当補助金は、予算がなくなり次第終了させていただきます。

※以下に示す工事は、あくまで各工事種別の一例です。

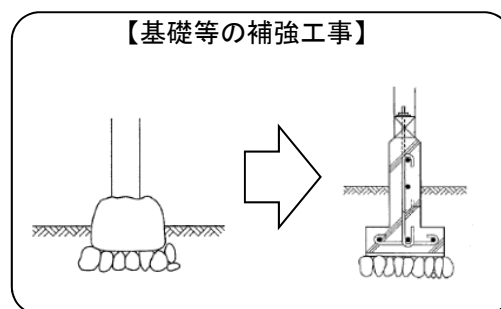
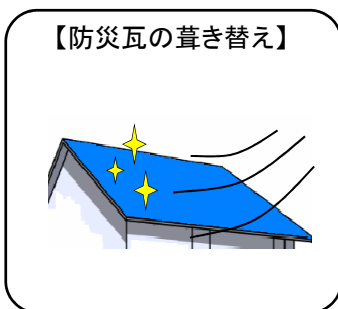
① バリアフリー・安全型



② 省エネルギー型



③ 防災型



上記対象工事に係る費用の「1/5」を補助します。

※上限額：①バリアフリー・安全型「10万円」

②省エネルギー型「10万円」

③防災型「10万円」

①+②+③の合計は、30万円ですが
上限額『20万円』を補助！

※令和3年2月末までに工事完了が確実なものに限ります。

【問合せ先】雲仙市 建設部 建築課 Tel : 0957-38-3111

